

平成27年1月1日から、市税の証明を申請をするときに、窓口に来た人の本人確認が必要となりました。

市税や資産に関する証明書の不正取得の防止や個人情報保護の観点から、証明申請のときに窓口での本人確認を行います。

●本人確認に必要なもの

① いずれか1つあれば本人確認できるもの

- マイナンバーカード（個人番号カード）
- 運転免許証

※マイナンバーカードと同じ様に、本人確認ができるもの

船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、獵銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。）

- パスポート
- 在留カード、特別永住者証明書
- 身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳
- 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書（写真付き）

② 2種類あれば本人確認できるもの

（イの書類2つ、又はイの書類1つとロの書類1つ）

イ の書類

- 健康保険の資格確認書等（後期高齢者医療資格確認書等）、介護保険被保険者証
- 国民年金、厚生年金、船員保険、共済年金、恩給の証書
- 印鑑証明書（この場合、請求書類や届書類には登録した印鑑を使ってください）
- その他市長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類（国民年金手帳など）

ロ の書類（写真付き）

- 学生証
- 法人が発行した身分証明書
- 国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書（①に掲げる書類を除く。）
- その他市長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類

●代理人や使いの人は委任状が必要ですが、以下の方は、委任状は不要です

- 本人又は本人と同一世帯の方

※同じ住所でも世帯が分かれている場合は、委任状または申請書の「証明の必要な方」欄の記載、承諾印が必要です。